

地方独立行政法人府中市病院機構

中期目標

府 中 市

目 次

前文

第 1 中期目標の期間

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 提供する医療の内容
- 2 診療機能の確保
- 3 地域医療連携の推進
- 4 医師及び医療従事者の確保
- 5 地域住民とともに守る病院づくり

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 組織・機構の整備
- 2 職員教育体制の充実
- 3 事務職員の育成
- 4 働きやすい職場環境の整備

第 4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営基盤の強化
- 2 収益の確保及び費用の節減

第 5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 病院の建て替えへの対応
- 2 医療機器などの更新

前文

府中市には、府中市立府中北市民病院（以下「北市民病院」という。）と広島県厚生農業協同組合連合会府中総合病院（以下「府中総合病院」という。）のそれぞれが担う二つの診療圏域が存在し、両病院によって総合的な医療が提供されてきました。

しかし、両病院とも医師不足に伴い、その診療機能は急速に低下し、病院経営は危機的な状況になっています。救急医療体制においては、府中地域の二次救急輪番制病院が平成 18 年度は 3 病院ありましたが、現在は 2 病院となり、隣接する市外の病院に救急医療の多くを依存しています。また市内では、平成 21 年度から小児の夜間救急ができなくなっています。市内の診療所においても、現在分娩を取り扱う医療機関がないなど、今後もさらに、地域全体の医療機能は低下することが予想されます。

一方、人口推計による 10 年後の府中市の高齢化率は、旧府中市は 37.2%、旧上下町は 43.2%となることが予想され、人口減少も進むことから、今後、高齢者中心の医療に対するニーズが高まることは間違いありません。そのため、府中市がめざす医療は、超高齢化に対応した医療でなければなりません。それは、市民が安心して暮らすために欠かすことのできないものとして、より良い人生を送るための健康を維持し、地域での生活を支えるための医療です。

この度、府中市は、経営危機にある二つの病院機能を存続させ、このような医療への転換を図るため、北市民病院と府中総合病院を市立病院に経営統合し、平成 24 年 4 月から「地方独立行政法人府中市病院機構」（以下「府中市病院機構」という。）による経営に移行させます。

この中期目標は、地方独立行政法人による業務運営の基本指針となるものです。これを十分踏まえ、新たな病院を運営するための中期計画を作成する必要があります。

そして、地方独立行政法人に相応しい自律的な業務運営によって、診療体制や人員配置を機動的かつ弾力的に行い、医療需要や医療制度の変化に的確に対応するとともに、民間的経営手法を最大限に生かした効率的な病院運営が実現されなければなりません。

〔（注）ここで「府中地域」とは、府中市を中心とした医療圏域として、府中市と福山市新市町、駅家町、芦田町のエリアを指すものとする。〕

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成28年3月31日までとする。

今回の中期目標の期間は、深刻な医師不足の中にあって、府中市内に必要な医療を提供する二つの診療拠点を守りつつ、病院事業の継続性、確実性を図り、経営の安定を目指す期間に位置付けられる。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

地域の実情に即し、地域住民の高齢化に対応した在宅医療を適切に取り入れた医療を推進すること。また、府中地域の他の病院や診療所との連携を図り、適切な役割分担に基づいた医療提供体制を構築すること。

1 提供する医療の内容

府中市病院機構の目指すべき医療は、市民の健康を維持するための身近な医療であり、高齢者を中心に地域住民の生活を「支える医療」に重心を置いたものとする。

(1) 高齢化に対応した医療

高齢者の病気の重症化を防ぎ、在宅における生活の質を高める医療を提供し、さらに終末期における在宅医療にも取り組むこと。

(2) 予防医療

市の保健事業とも連携し、人間ドックや健康診査をはじめとした総合的な予防医療の提供に努めること。

(3) 救急医療への対応

地域の医療機関と連携・補完し合いながら、急性期患者への速やかな対応を行うこと。そのため、日常的に地元医師会や消防署と情報交換を行うなどして、救急時の即応体制を培うこと。

(4) 災害医療への協力

災害発生時や感染症の流行時には、行政からの要請に基づき必要な医療を提供するとともに、防災訓練等にも協力すること。

2 診療機能の確保

診療機能については、府中地域の医療機関との日常的な診療支援など相互の連携・補完関係を強化し、地域全体で、安定的で切れ目のない診療機能が確保されるよう努めること。

(1) 診療科目の整備

それぞれの診療圏域において、地域の病院、診療所などと適切な役割分担を行

い、地域にとって最も効果的な診療科目の整備に努めること。

(2) 小児救急医療及び分娩の再開

府中地域に欠けている医療機能として、行政とともにその再開に努力すること。

3 地域医療連携の推進

行政や地域の福祉施設等と協力して、保健・医療・福祉が密接に連携した体制の充実・強化を図り、地域住民の生活を多角的に「支える医療」の中心的な役割を果たすこと。

(1) 地域医療連携室の充実と「在宅支援システム」の試行

地域の診療所や訪問看護ステーションと連携し、将来的な地域見守り体制の構築を視野に入れた活動を行うこと。

加えて、高齢者が住み慣れた自宅で、できるだけ長く生活できるよう、高齢者と介護者を一緒に見守る公的サービスを提供しようとする「在宅支援システム」構想の実現にむけて、市とともに取り組むこと。

4 医師及び医療従事者の確保

広島大学及び岡山大学の両医育機関の協力をいただき、これを中核とした医師確保を図ることとなる。市においても、両大学の協力と連携については、両大学及び広島県、岡山県の医療政策当局と十分協議するなど、最大限の努力を惜しまない。

(1) 臨床研修体制の充実

府中地域の病院との連携による、病院群としての臨床研修体制の構築に努力すること。

(2) 看護系大学などとの連携

看護系大学など医療従事者を養成する教育機関との連携を図り、看護師及び医療技術者の確保に努めること。

5 地域住民とともに守る病院づくり

地域住民に信頼される病院づくりを目指して、患者サービスの向上を図ること。

また、地域住民に対し適切な受診対応を促すなど、病院と住民が協力して医療を守る環境作りに取り組むこと。市も、積極的にこれに取り組むことは言うまでもない。

(1) 患者の利便性と院内環境の快適性の向上

患者の待ち時間の短縮等、利便性の向上に努めること。

また、患者や来院者に、より快適な院内環境を提供するため、適切な施設管理や保全を図るとともに、患者のプライバシー保護に配慮した施設改良に努めること。

(2) 医療安全対策の徹底

院内感染防止策を確実に実施するとともに、医療事故などに関する情報の収集・分析に努め、医療安全対策を徹底すること。

(3) 市民への積極的な情報提供

病院運営に関して、地域住民の理解が得られるよう積極的な情報発信を行い、地域住民や患者に愛され、支えられ、そして選ばれる病院づくりに努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

病院事業の継続性、確実性を確保し、併せて病院自身の経営企画機能を強化するとともに、職員の業務遂行力の向上を図ること。

1 組織・機構の整備

府中・上下両地域の病院機能を守るため、限られた人材などを適切なバランスで配置し、効果的・効率的な組織体制を実現すること。

また、すべての職員が病院の経営状況や課題を共有するなど、自主的に運営を行う組織風土を醸成し、もって業務の改善及び効率化を図ること。

2 職員教育体制の充実

全職員への教育、キャリアアップを支援し、その効果が各職員や組織内に定着し、生かされる仕組みを整備すること。

3 事務職員の育成

医療保険制度や診療報酬制度など病院特有の医事、経理及び財務などに精通する事務職員を育成すること。

4 働きやすい職場環境の整備

職員が働きがいのある病院になるよう、個々人の努力が評価され、報われる人事給与制度の整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

自立した経営基盤を確立し、中期目標期間の最終年度には、経常収支比率 100パーセント以上を達成すること。^(注)

1 経営基盤の強化

不採算医療など政策的に必要な医療の経費については、市の財政支援を有効に活用し、経営基盤の安定を図ること。

また、利用の低調な施設、設備については、経費の軽減を図るため、新たな活用策を検討すること。

2 収益の確保及び費用の節減

診療報酬制度の改定等に的確に対応するとともに、人材の弾力的な配置を図るなど、収益向上に有効な対策を講じること。また、柔軟な予算執行を行うとともに、日常業務の創意工夫に努めるなど、細やかなコストの節減を疎かにしないこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

病院事業における投資については、地域における医療資源を的確に把握したうえで、重複投資を避けるなど、その投資効果を十分検討し、将来の法人経営の支障とならないよう最大限の留意をすること。

1 病院の建て替えへの対応

府中総合病院については、建て替えの計画が存在している。この病院機能については、新たな地域医療の推進役に相応しい適切なものとなるよう、関係者との協議や意見集約に協力すること。

2 医療機器などの更新

医療機器の更新や施設の改修については、医療需要、費用対効果及び医療技術の進展などを考慮のうえ、中長期的かつ総合的な判断によって、計画的に実施すること。

(注) 病院事業における経常収支比率

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 (\%)$$